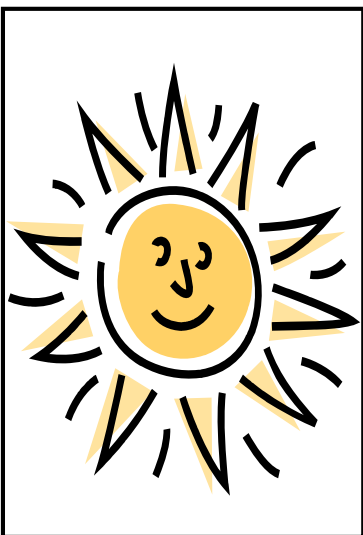


日光市 介護支援ボランティア の手引き

社会福祉法人日光市社会福祉協議会

〒321-1261 日光市今市 511-1

TEL.30-4117



この制度は、「元気な高齢者の方が介護保険施設でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につながるとともに、社会参加、地域貢献を通じた生きがいを促進すること」を目的としています。

～介護支援ボランティア制度～ って何？

■受入機関(活動先)

- 介護福祉施設サービス
- 介護保健施設サービス
- 通所介護及び介護予防通所介護
- 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 在宅介護オアシス支援施設
- その他市長が認めるもの

■活動内容

- レクリエーション等の参加支援または補助
- お茶出し、食堂内の配膳、下膳等の補助
- 話し相手
- 誕生会等行事の会場設営または補助
- 草取り、洗濯物の整理、シーツ交換等施設職員とともにおこなう軽微かつ補助的な活動

【お問い合わせ先】

日光市社会福祉協議会

TEL (30) 4117

日光市介護保険課 介護サービス係

TEL (21) 5124

■対象者

この制度の対象者は次に該当する方です。

- 日光市在住で65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方

ただし、次に該当する方は対象となりません。

- 要介護認定又は要支援認定を受けている方
- 感染症の疾病がある方
- 疾病、負傷により入院治療が必要な方

■スタンプ・評価ポイント・交付金

スタンプ

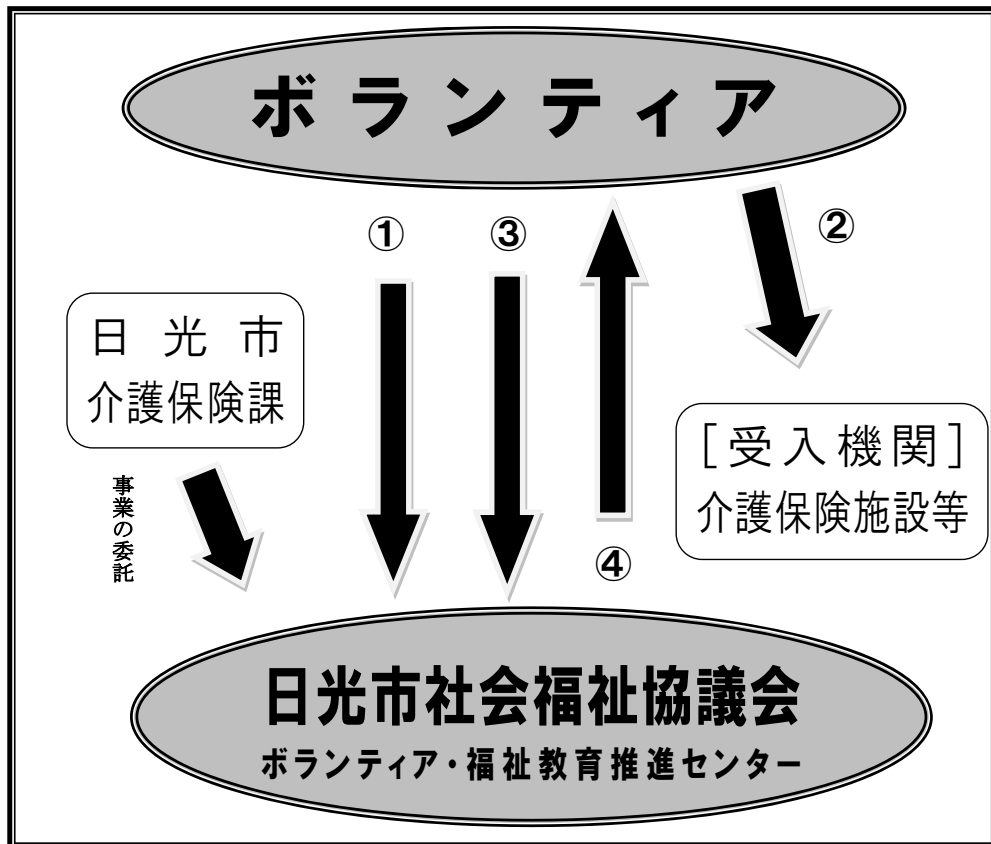
スタンプは、1時間程度の活動で1つ、1日最大2つまで押してもらえます。

評価ポイント

スタンプ1つで1ポイント、年間最大50ポイントまでとなります。

交付金

1ポイント100円となります。
1回の交付金は1,000円から、最大5,000円まで受け取ることができます。また、申請は1年に1度となります。



この制度を利用したいときは・・・

“登録の手続き”が必要となります。

①ボランティアとして登録し、活動先を決めます。

(1) 「日光市介護支援ボランティア活動登録申請書」に必要事項を記入の上、社会福祉協議会に申請し、「介護支援ボランティア手帳（以下「手帳）」を受け取ります。

【注意事項】

申請できる方は、『日光市内にお住まいの65歳以上の元気な方』です。ただし、次に該当する方は申請できません。

- 要介護認定、要支援認定を受けている方
- 感染性の疾病がある方
- 疾病または負傷により入院治療が必要な方 など

(2) 登録後、活動先を決めます。初めてこの制度をご利用される方は、初回時に職員と一緒に同行します。

②ボランティア活動をします。

活動を行った施設で手帳にスタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動でスタンプ1つ、1日の上限は2つまでとなります。

※年2回程度開催するボランティア研修会に必ずご参加ください。

評価ポイント交付金を受け取りたいときは・・・

“交付金活用(交付)の手続き”が必要です。

③スタンプをポイントに換え、評価ポイント交付金の申請をします。

(1) 社会福祉協議会に手帳を提示して、スタンプをポイントに換えます。

※スタンプ1つで1ポイント、また、1年間の上限は1人50ポイントまでです。

※ポイントの有効期限は、ポイントに換えた日の属する年度の末日から起算して2年間となります。必ず、毎年度内にポイントに換えてください。

(2) ポイントに換えたら『日光市介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申請書』に必要事項を記入の上、社会福祉協議会に申請します。

①手帳、②印鑑、③振り込みを希望する銀行の通帳（ゆうちょ銀行を除く）をご持参ください。

【注意事項】

この交付金の申請は、1年に1度です。

ポイントを繰り越すこともできますが、1年度に受け取ることができる交付金の限度額は5,000円（50ポイント）となります。

また、次に該当する方は、交付金を受け取ることができません。

- 登録の要件に該当しなくなった方
- 評価ポイントが10ポイント（1,000円）未満の方
- 虚偽、その他不正な行為によりスタンプや評価ポイントを取得した方 など

④申請者(ボランティア)の指定口座に振り込まれます。

交付が決定した後、申請書（請求書）に記載のある指定口座に振り込まれます。